

民生委員児童委員はあなたの一番身近な相談員です

民生委員児童委員の役割は**みつける・つなぐ・みまもる**です。

住民の**身近な相談相手**として、**関係機関へのつなぎ役**や、**地域の見守り役**として、
さまざまな活動をしています。

民生委員児童委員はみずからも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たしています。

家族関係のことや子育てのこと、暮らしのことなどの問題を抱えながらも、福祉の窓口へ一歩踏み出せない人もいます。

地域の民生委員児童委員はそのような人の事情をよく聞き、プライバシーを尊重しながら、関係機関との間で橋渡し役を担う、もっとも身近で頼りになる相談相手として、活動を続けています。

何かお困りのときには一人で悩まずに、あなたの地域の民生委員児童委員にご相談ください。

担当地域の詳細と民生委員の連絡先については、問合先にお問い合わせください。



地域の課題や住民支援に取り組むため、必要に応じて行政機関や関係者と打ち合わせを行い、適切な相談先につなげます。



民生委員法に定められた守秘義務があり、相談内容がほかの人に伝わることはありません。



一人暮らしの高齢者や子育て家庭など、時には地域の住民を訪問し、日常生活での困りごとなどについて、相談に乗ります。



子どもにとって地域の身近なおじさん、おばさんとなり、時には悩みごとの相談にも乗ります。

問合先 福祉課 Tel.28-8024

令和 8 年度 市税の納期のお知らせ

市税は定められた納期限までに納めましょう！

問合先

税務課 Tel.28-8021

税目	納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	納期限	4/30	6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/28	2/1
市・道民税（普通徴収）				1期		2期		3期			4期
固定資産税・都市計画税		1期			2期		3期			4期	
軽自動車税			全期								
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

▼納付場所

会計課、江部乙支所、指定の金融機関（銀行、郵便局など）、コンビニエンスストア等で納付してください。休日・夜間は市役所当直室、コンビニエンスストア等で納付ができます。

・納付書を紛失した場合は、税務課、江部乙支所で再発行を受けてください。

【スマホ決済・クレジットカード等での納付の際の注意事項】

- ・スマホ決済からのバーコード読み取り、eL-QR を利用した納付手続きは領収書が発行されません。領収書が必要な場合は、金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。
- ・二重払いが多発しています。納付後は、納付書に「納付済み」等メモを記載するか、納付書を破棄することをおすすめします。